

令和元年 No.9

○国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程

改正理由

学長候補者（第1次候補者）の推薦理由及び推薦代表者氏名を意向投票管理委員会に通知するため、所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項の一部を改正する要項

改正理由

学長候補者（第1次候補者）の推薦理由及び推薦代表者氏名を公表するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年9月19日 学長選考会議 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年 9 月 20 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第 8 号

国立大学法人東京学芸大学大学学長選考等規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項の一部を改正する要項を次のように
制定する。

令和元年 9 月 20 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項の一部を改正する要項

東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項（平成21年 3 月 6 日制定）の一部に
ついて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部改正について

改正理由：学長候補者（第1次候補者）の推薦理由及び推薦代表者氏名を意向投票管理委員会に通知するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （選考方法） 第5条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。 (1) 選考会議は、原則として複数人の候補者（以下「第1次候補者」という。）を選考するとともに、候補者の氏名を公示する。 (2) 選考会議は、第1次候補者に、本学の職員に対して所信を表明する機会を設けるものとする。 (3) 選考会議は、別に定める学長選考意向投票管理委員会（以下「意向投票管理委員会」という。）に対し、選考した第1次候補者の氏名、<u>推薦理由、推薦代表者氏名、経歴及び所信表明書</u>を通知し、学長選考に係る意向投票（以下「意向投票」という。）の実施を依頼する。 (4) 意向投票管理委員会は、前号の依頼を受け、本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。以下同じ。）による意向投票を実施し、その結果を選考会議に報告する。この場合において、第1次候補者が1人のみの場合についても、意向投票を行うものとする。 (5) 選考会議は、第1次候補者に対し、経歴及び所信表明書を踏まえてヒアリングを実施するものとする。 (6) 選考会議は、第4号の意向投票の結果及び第5号のヒアリングを参考に、第3条に定める基準により学長最終候補者を選考する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年9月20日から施行する。</u>	〔省略〕 （選考方法） 第5条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。 (1) 選考会議は、原則として複数人の候補者（以下「第1次候補者」という。）を選考するとともに、候補者の氏名を公示する。 (2) 選考会議は、第1次候補者に、本学の職員に対して所信を表明する機会を設けるものとする。 (3) 選考会議は、別に定める学長選考意向投票管理委員会（以下「意向投票管理委員会」という。）に対し、選考した第1次候補者の氏名、経歴及び所信表明書を通知し、学長選考に係る意向投票（以下「意向投票」という。）の実施を依頼する。 (4) 意向投票管理委員会は、前号の依頼を受け、本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。以下同じ。）による意向投票を実施し、その結果を選考会議に報告する。この場合において、第1次候補者が1人のみの場合についても、意向投票を行うものとする。 (5) 選考会議は、第1次候補者に対し、経歴及び所信表明書を踏まえてヒアリングを実施するものとする。 (6) 選考会議は、第4号の意向投票の結果及び第5号のヒアリングを参考に、第3条に定める基準により学長最終候補者を選考する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項の一部改正について

改正理由：学長候補者（第1次候補者）の推薦理由及び推薦代表者氏名を公表するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (公示) 第7条 管理委員会は、意向投票を行う日の10日前までに、別記様式2により別表に定める地区ごとに公示しなければならない。 〔省略〕 別記様式2（第7条関係） 公 示 国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程第5条第1項第4号の規程に基づき、下記により学長選考に係る意向投票を行う。 記 投票日 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 投票時間 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで 投票場所 〇〇（〇〇棟〇階） 有資格者 〇〇地区に勤務する本学の常勤の職員（学長選考会議委員である職員、意向投票日及び期日前投票期間の全期間において休職中の者、育児休業中の者、停職中の者及び海外渡航中の者を除く） 期日前投票受理期間 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで （土・日曜日・休日を除く） 期日前投票受付時間 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで 期日前投票場所 〇〇（〇〇棟〇階） 候補者の氏名、<u>推薦理由</u>、<u>推薦代表者氏名</u>、経歴及び所信表明 別添のとおり（届出順）	〔省略〕 (公示) 第7条 管理委員会は、意向投票を行う日の10日前までに、別記様式2により別表に定める地区ごとに公示しなければならない。 〔省略〕 別記様式2（第7条関係） 公 示 国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程第5条第1項第4号の規程に基づき、下記により学長選考に係る意向投票を行う。 記 投票日 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 投票時間 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで 投票場所 〇〇（〇〇棟〇階） 有資格者 〇〇地区に勤務する本学の常勤の職員（学長選考会議委員である職員、意向投票日及び期日前投票期間の全期間において休職中の者、育児休業中の者、停職中の者及び海外渡航中の者を除く） 期日前投票受理期間 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで （土・日曜日・休日を除く） 期日前投票受付時間 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで 期日前投票場所 〇〇（〇〇棟〇階） 候補者の氏名、経歴及び所信表明 別添のとおり（届出順）

〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和元年10月 1 日から施行する。</u>	〔省略〕 〔省略〕
---	-------------------------